

○学校開放料金改定表

使用区分	現行	改定後	担当課
校庭 体育館 武道館	無料	300円/1時間	スポーツ振興課
校舎	無料	100円/1時間	生涯学習課
夜間照明施設	500円/1時間	500円/1時間（変更なし）	スポーツ振興課

○減免基準（校庭・体育館・武道館・夜間照明施設）

現行	改定後
<p>◆ 免除 ※夜間照明施設の使用料について</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する事業に利用する場合</p> <p>(2) 市の関係機関が利用する場合</p> <p>(3) 市内の学校（小学校、中学校及び義務教育学校）が利用する場合</p> <p>(4) 那須塩原市スポーツ少年団の加盟団体が利用する場合</p> <p>(5) その他特に教育委員会が認めた場合</p>	<p>◆ 免除</p> <p>1 市内スポーツ少年団又は教育委員会が認めた地域スポーツクラブが利用するとき</p> <p>2 公共の事業に利用するとき</p> <p>3 地域福祉(公共の福祉)向上のための事業に利用するとき</p> <p>4 教育委員会が認めた場合</p> <p>◆ 2分の1減額</p> <p>教育委員会が認めた場合</p>

○減免基準（校舎）

現行	改定後
<p>※原則無料のため、減免基準無し</p>	<p>○免除</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合 2 市内の保育園、幼稚園等の就学前の教育・保育施設、小・中・義務教育学校及び高等学校が保育・教育活動を行うために利用する場合 3 国、県、他自治体を利用する場合 4 社会教育地域団体（学校PTA、子ども会・育成会、スポーツ協会（各加盟団体、スポーツ少年団（単位団）を含む）等）が利用する場合 5 社会福祉地域団体（婦人会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会等）が利用する場合 6 地域コミュニティ団体が利用する場合 7 その他公共的地域団体（自治会、消防後援会、消防団等）が利用する場合 8 文化芸術振興団体（郷土芸能保存会（各保存団体を含む）、文化協会（各支部を含む）等）が利用する場合 9 産業経済団体（商工会、農業協同組合、消費生活協同組合、医師会、建設業協会等）が、国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動を行う場合 10 NPO法人、社会福祉法人等の非営利法人が国、県、市の委託や補助金、交付金、負担金に基づく活動を行う場合